

令和 2 年 第 1 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

提 出 議 案 説 明 資 料 (付 属 資 料)

(2 月 12 日 提 案 分)

警 察 本 部

目 次

ページ

- 1 神奈川県地方警察職員定数条例新旧対照表 1
- 2 神奈川県警察運転免許センターにおける運転練習及び
運転適性検査の手数料の徴収に関する条例新旧対照表..... 2
- 3 緑警察署新築工事（建築）請負契約の内容 3

1 神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）

改正後		改正前																									
第1条 （略） （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		第1条 （略） （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員の区分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">警察官以外の職員</td> <td>1,674人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>17,377人</td> </tr> </tbody> </table>		職員の区分		定数	（略）	（略）	（略）	警察官以外の職員		1,674人	合 計		17,377人	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員の区分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">警察官以外の職員</td> <td>1,675人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>17,378人</td> </tr> </tbody> </table>		職員の区分		定数	（略）	（略）	（略）	警察官以外の職員		1,675人	合 計		17,378人
職員の区分		定数																									
（略）	（略）	（略）																									
警察官以外の職員		1,674人																									
合 計		17,377人																									
職員の区分		定数																									
（略）	（略）	（略）																									
警察官以外の職員		1,675人																									
合 計		17,378人																									
2～4 （略）		2～4 （略）																									
第3条 （略）		第3条 （略）																									

2 神奈川県警察運転免許センターにおける運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例（昭和42年神奈川県条例第37号）

改正後	改正前
<p><u>神奈川県警察運転免許センターにおける駐車場の使用料並びに運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例</u></p> <p>(趣旨) <u>第1条</u> この条例は、<u>神奈川県警察運転免許センターの駐車場の使用料並びに神奈川県警察運転免許センターで行う自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車並びに道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第1号に規定するけん引自動車をいう。以下同じ。）の運転の練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(使用料の徴収) <u>第2条</u> 知事は、<u>駐車場を利用した者から、駐車場使用料として、1台1回（1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。）につき1,000円を徴収する。</u></p> <p><u>2 駐車場使用料は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。</u></p> <p>(手数料の徴収) <u>第3条</u> (略)</p> <p>(使用料及び手数料の減免) <u>第4条</u> <u>第2条並びに前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。</u></p> <p>(使用料及び手数料の不還付) <u>第5条</u> <u>すでに徴収した使用料及び手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任) <u>第6条</u> (略)</p>	<p><u>神奈川県警察運転免許センターにおける運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例</u></p> <p>(趣旨) <u>第1条</u> この条例は、神奈川県警察運転免許センターで行う自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車並びに道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第1号に規定するけん引自動車をいう。以下同じ。）の運転の練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(手数料の徴収) <u>第2条</u> (略)</p> <p>(手数料の減免) <u>第3条</u> <u>前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額又は免除することができる。</u></p> <p>(手数料の不還付) <u>第4条</u> <u>すでに徴収した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任) <u>第5条</u> (略)</p>

3 緑警察署新築工事（建築）請負契約の内容

(1) 入札執行状況調書

工事名称 緑警察署新築工事（建築）

ア 開札年月日 令和元年12月27日

イ 落札額 1,226,474,700円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 111,497,700円

ウ 入札回数 1回

エ 入札参加者及び入札高

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
1,198,210,000	1,114,977,000	1,114,335,300

(単位 円)

業者名	所在地	代表者	入札結果	摘要
			第1回入札高	
小俣組・キクシマ特定建設工事共同企業体	横浜市南区 新川町	(株) 小俣組	1,114,977,000	落札
松尾・土志田特定建設工事共同企業体	横浜市鶴見区 鶴見中央	(株) 松尾工務店	1,115,690,000	
門倉組・大旭建業特定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂元町	(株) 門倉組	1,118,800,000	
アイグス・相陽特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック(株)	1,118,880,000	
NB・中鉢特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区 栄町	(株) NB建設	1,119,500,000	
馬淵・センチュリー特定建設工事共同企業体	横浜市南区 花之木町	馬淵建設(株)	1,122,231,000	
小島・関野特定建設工事共同企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	1,110,130,000	※失格
匠・富士特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設(株)	1,112,280,000	※失格
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区 南仲通	(株) 渡辺組	1,113,000,000	※失格
日成工事・エス・ケイ・デイ特定建設工事共同企業体	横浜市港南区 上大岡西	日成工事(株)	1,114,300,000	※失格

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(※) 入札高が最低制限価格を下回ったため失格。

(2) 事業概要

ア 工事名称	緑警察署新築工事（建築）
イ 工事場所	横浜市緑区中山町93番地の1
ウ 建物	庁舎 鉄筋コンクリート造 地上4階建 延面積 3,416.27平方メートル 車庫棟 鉄骨造 地上1階建 延面積 270.45平方メートル 総面積 3,686.72平方メートル
エ 請負契約者名	小俣組・キクシマ特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 小俣組 代表取締役 小 俣 務
オ 請負金額	所在地 横浜市南区新川町5丁目28番地 12億2,647万4,700円



位置図



配置図

